

平成 30 年度

# 指定管理者監査報告書

(青梅市自立センター)

青梅市監査委員



## 指定管理者監査報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
青梅市自立センター	社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団	健康福祉部障がい者福祉課

#### 2 監査の範囲

平成29年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

#### 3 監査の期間

平成30年8月3日から平成30年10月29日まで

説明聴取 平成30年10月11日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者および所管課に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

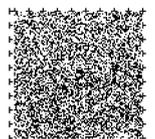
##### (1) 指定管理者

ア 施設の運営管理は、適切に行われているか。

イ 事業の執行は、協定書および管理運営業務基準のとおり実施されているか。

ウ 利用促進のための努力は、なされているか。

エ 会計処理は、適切に行われているか。



オ 出納関係の諸帳簿の整備は、適切に行われているか。

## (2) 所管課

ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は、生かされているか。

イ 指定管理者の指定は、関係法令等に従って適正・公平に行われているか。

ウ 協定書の締結は、適正に行われているか。

エ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

オ 業務の履行確認は、事業報告書等により実施されているか。

## 第2 青梅市自立センターの概要

### 1 目的

青梅市自立センター（以下「自立センター」という。）は、心身に障害がある者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 利用者の範囲

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第22条第8項の受給者証の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法第15条の4または身体障害者福祉法第18条第1項の措置を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

### 3 施設の概要

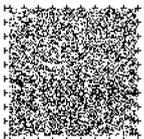
#### (1) 所在地等

ア 位置 青梅市今井5丁目2, 434番地の2

イ 敷地面積 9,070.00平方メートル

ウ 建築概要

(ア) 生活介護事業所



鉄筋コンクリート造 2 階（一部 3 階）建て  
建築面積 792.10 平方メートル  
建築延べ面積 1,524.24 平方メートル

(イ) 就労支援事業所

鉄筋コンクリート造 2 階（一部 3 階）建て  
建築面積 1,198.96 平方メートル  
建築延べ面積 1,767.78 平方メートル

(2) 利用時間

午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 休業日

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 1 月 2 日および同月 3 日ならびに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日  
まで

ウ 日曜日および土曜日

4 指定管理者

(1) 名称および所在地

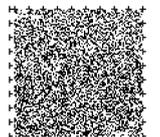
名 称 社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団  
所在地 青梅市今井 5 丁目 2, 4 3 4 番地の 2

(2) 業務範囲

ア 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する業務  
イ 法第 5 条第 1 3 項に規定する就労移行支援に関する業務  
ウ 法第 5 条第 1 4 項に規定する就労継続支援に関する業務  
エ 本施設の施設および設備の維持管理に関する業務  
オ その他市長が必要と認める業務

(3) 選定方法

青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条  
にもとづく特例による選定



(4) 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

(5) 職員等

事務局長1名、課長2名、課長補佐2名、係長6名、主事2名、支援員16名、栄養士1名、調理員1名、嘱託職員8名、臨時職員13名

5 指定管理料（管理運営委託料）の収支決算

平成29年度の管理運営委託料の執行状況は、次のとおりである。

（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	357,266,000	人件費支出	281,838,953
		事業費支出	23,977,157
		事務費支出	47,109,746
		その他支出	1,802,887
合 計	357,266,000	合 計	354,728,743
		収支差額	2,537,257

6 事業等の実施状況

法第36条第1項の規定による生活介護事業所、就労支援事業所（平成22年4月東京都知事指定）として、利用者に障害福祉サービスを実施している。

(1) 生活介護（定員35名）

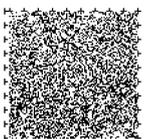
ア 事業の目的

常時何らかの介護が必要な障害者に対し、日常生活支援を中心に社会適応支援・創作活動や生産活動への支援やリハビリ支援の提供を行い日常生活行動の充実を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援

(イ) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供



(ウ) 身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とした、必要な介護

(2) 就労移行支援（定員 6 名）

ア 事業の目的

就労を希望する障害者に対し、定められた期間にわたり、生産活動その他必要な活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練等を行っていくことを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 施設外就労、施設外支援、職場体験、生産活動、その他の活動の機会の提供

(イ) 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練

(ウ) 求職活動に関する支援

(エ) 適正や要望に応じた職場開拓

(オ) 就職後における職場への定着のために必要な相談支援

(カ) その他必要な援助

(3) 就労継続支援（定員 74 名）

ア 事業の目的

通常の実業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他必要な活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のための訓練等を行っていくことを目的とする。

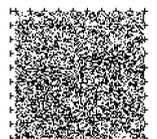
イ 事業の内容

(ア) 施設外就労、施設外支援、職場体験、生産活動、その他の活動の機会の提供

(イ) 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練

(ウ) 求職活動に関する支援

(エ) 適正や要望に応じた職場開拓



(オ) 就職後における職場への定着のために必要な相談支援

(カ) その他必要な援助

### 第3 監査の結果

社会福祉法人青梅市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、青梅市が行う社会福祉法に規定された社会福祉事業の委託先として、また、障害者（児）施設の総合的運営を確保するとともに、市民の福祉ニーズの高度化に耐えうる資質の高い福祉専門員の確保ならびに管理運営能力強化および効率化を期するために、基本財産300万円全額を青梅市が出資し、平成5年3月、東京都知事により設立認可された団体である。

自立センターの管理運営については、指定管理者制度が導入された平成18年度から事業団が特例により受託し、2度の更新を経て現在に至っている。

今回の監査では、指定管理者および所管課からの説明聴取、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査を実施し、指定管理業務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているか、成果についてどのように検証し評価しているのか等について監査を実施した。

その結果、指定管理にかかる出納、その他の事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において、改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる要望等について検討されたい。

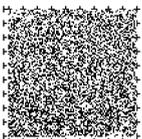
### 第4 要望等

自立センターは、障害者に対する福祉サービスの拠点として重要な役割を担っている。今後も、指定管理者において適切な管理運営がなされ、ひいては障害者福祉の向上に寄与することを望むものである。

なお、個別の要望等については、以下のとおりである。

#### 1 社会福祉法人青梅市社会福祉事業団に関する事項

##### (1) 管理業務に関する関係書類の保存等について



文書管理については「社会福祉法人青梅市社会福祉事業団文書管理規程」を定め、関係事項別に整理編さんし保存しなければならないとされている。文書の整理編さんは、項目の設定等、慣例により実施されてきたこともあり、保存状況が適当でないケースが見受けられた。関係事項の項目を整理するなど、一定のルールを設け、適切な文書保存となるよう努められたい。

また、個人情報保護については、「青梅市自立センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第21条および個人情報保護に関する共通仕様書により定めているところであり、指定管理者においても「社会福祉法人青梅市社会福祉事業団の福祉サービスに関する個人情報保護要綱」を定めている。実際の個人情報の管理において、台帳等はきちんと対応されているものの、一部鍵のかからない保管庫に保存されているものがあった。

伝票等の整理については、購入時から支出に至るまで、一連に綴られておらず、確認し難い保存状況であった。

協定書の遵守について改めて徹底を図るとともに、適正な関係書類の整備・保存に努められたい。

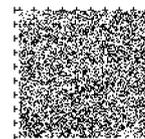
## (2) 社会福祉法人自己点検シートについて

平成28年3月、「社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法人制度の改革が行われ、改革ポイントの一つである財務規律の確保のため、監事が自ら法人の課題を早期に発見し、対応できるよう、東京都において自己点検シートを作成し、平成29年5月、社会福祉法人に配布された。

法人経営の内部統制のためのチェックシートであり、法人運営や会計事務に従事する職員の適正な業務執行に活用できるとのことであるため、自己点検シートの活用について検討されたい。

## (3) 防災等避難訓練の充実について

防災訓練については、それぞれの利用者が職員の避難誘導に沿っ



て行動できるよう、避難行動訓練を繰り返すことによる定着化を図っているところである。多くの車椅子利用者の迅速な避難、避難拒否者への対応など、課題を捉え、災害発生時に想定される様々な状況に対応できるよう訓練も工夫されている。

今後も継続的な訓練の実施から課題等を把握し、そのつど改善を図るなど、防災等避難訓練の充実に努められたい。

## 2 健康福祉部障がい者福祉課に関する事項

### (1) 年度協定書の締結にかかる検討について

指定管理者による施設の管理、運営は、市と指定管理者の間で基本協定書を締結し、管理にかかる基本的事項を定め、これにもとづき各年度ごとの年度協定書を締結している。平成29年度も年度協定書を締結しているが、協定締結前に、市が指定管理者に求める内容を文書により提示することはなされておらず、前年度の年度協定あるいは5年間の基本協定締結時に示された各年度の事業計画書を基に年度協定を締結しているとのことであった。

特例による選定であっても、年度協定締結に当たっては、公募による選定と同様に市が求める業務内容を年度ごとに検討した上で、具体的な指示も含め指定管理者に提示されるよう要望する。

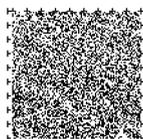
また、基本協定書に定める指定管理者の業務の範囲にかかる根拠法令について、改正に合わせた修正が行われていなかった。年度協定書と同様、基本協定書も毎年見直しされるよう要望する。

### (2) 協定書にもとづく審査等について

指定管理者による施設の管理・運営は、協定書に従い行われているが、以下の事項について、見直しを検討されるよう要望する。

#### ア 事業計画書にかかる事務処理について（基本協定書第6条）

事業計画書について、市が指定する期日までに提出されたものを審査し、承認することとしているが、承認にかかる事務処理が省略されていた。



基本協定書にもとづいた受理・承認の事務手続を適正に行われたい。

イ 施設修繕について（基本協定書第15条第4項関係）

施設の修繕について、小破修繕は指定管理者の負担により行うものと規定し、指定管理経費に修繕にかかる費用も計上されているが、実施に当たる範囲等が明記されていない。

管理運営業務にかかる事務の簡素化を図るため、小破修繕に関する一定の範囲基準等について検討されたい。

ウ 業務の再委託にかかる確認について（基本協定書第12条第2項・基本協定書第4条第2項にもとづく業務基準関係）

指定管理者が業務を第三者に委託する際は、市の承諾を受けることとし、基本協定書にもとづく業務基準において、建物清掃業務委託等、専門の業者等と委託契約の締結を行うものを挙げている。

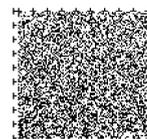
しかし、委託業務内容の詳細については明記がなく、第三者への委託の承認手続、委託仕様書の確認も実施されていなかった。指定管理者がどのような施設管理をするべきかを明示するとともに、実施内容について確認されたい。

(3) 指定管理者の管理運営業務に対する評価等について

指定管理者に対する業務の履行や事業実施状況の確認については、月報による利用者数等の確認を行うとともに、年4回実施される合同会議の際に現状確認を行っているとのことであった。また、年度末には、事業報告書による確認をしているところであるが、各相談記録や帳簿等の実地確認は実施されていない。

月次あるいは年次報告書の内容、利用者アンケートの結果等、管理運営状況の確認に必要な事項について、指定管理者と協議の上、自立センターの状況に応じた確認方法を改めて検討されたい。

また、評価については、「青梅市指定管理者管理運営状況評価に関



する指針（以下「指針」という。）」にもとづき行い、評価シートによる双方同一の項目について、それぞれが客観的に評価し、改善事項を把握するべく検証をしているところである。

本施設については、指定管理者制度が導入された平成18年度から特例により社会福祉法人青梅市社会福祉事業団を選定、現在に至っている。

特例による選定は、施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認められたものであることから、指定期間5年間の評価に当たっては、特例とした理由についてもデータを基に検証し、記録されることが望ましい。

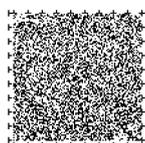
指定管理者制度の活用においては、施設管理者の意欲と技量が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、きめ細かな状況評価が必要不可欠である。今後においても、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、適切な指導・助言に努められたい。

#### (4) 災害発生時の避難所運営について

自立センターは市が指定する二次避難所（避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする人を対象として必要に応じて開設する避難所）であることから、現在、市において対応マニュアルを作成中とのことである。

国の中央防災会議で報告された「熊本地震発災後の指定管理施設の管理運営について」においては、発災後のヒアリング結果として、大規模地震災害発生時には、指定管理施設における行政職員のみによる避難所運営は現実的ではなく、指定管理者による運営協力は必要不可欠とされている。

避難所運営にかかる協力体制や役割分担の確認など、早急に対応策を取りまとめ、災害時における対応が十分果たせるよう要望する。



### 3 共通事項

#### (1) 指定管理者による運営の効果と次期に向けた対応について

本年度で指定期間の5年が満了するところである。

指定期間満了に当たっては、これまでの実績を検証し、本施設における指定管理者制度の効果について、総合的な評価をされたい。また、その評価を踏まえた上で、利用者の視点に立ち、管理者として求める事項について改めて検討し、更に充実した障害者支援に努められるよう要望する。

#### (2) 施設老朽化にかかる対応について

当該施設には就労支援事業所である就労棟と生活介護事業所である生活棟の2棟の建物がある。就労棟は昭和62年から、生活棟は平成5年から使用が開始され、それぞれ築30年、築25年を経過しており、遠くない将来に改築あるいは大規模改修が必要なことは明らかである。

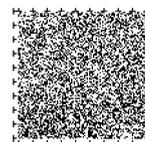
「青梅市公共施設等総合管理計画」においては、自立センターは他施設等との集約化、複合化を検討することとされている。

財源の確保も含め、今後の施設のあり方について検討を開始されたい。

### 4 全体（全庁）的事項

本市においては、平成18年度から指定管理者制度が導入され、平成30年10月現在、53施設が指定管理者により管理運営されている。

指針により確認および評価が行われているところであるが、より効率的で透明性の高い管理運営の確保のため、指定管理者に求める業務の具体的な内容や水準の示し方、安全確認を含む履行確認および業務の質の維持・向上に向けた継続的な点検・評価方法などについて、全庁的に改めて検討されたい。



(参考資料)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

発令 　　：平成17年11月7日号外法律第123号

最終改正：平成30年6月8日号外法律第44号

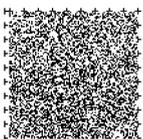
改正内容：平成30年6月8日号外法律第44号[平成30年6月8日]

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

1 3 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

1 4 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

発令 　　：平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号

最終改正：平成30年8月9日号外厚生労働省令第107号

改正内容：平成30年8月9日号外厚生労働省令第107号[平成30年9月1日]

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の四 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

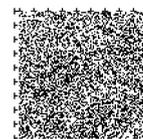
第二条の六 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の八 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者又は六十五歳以上の障害者(六十五歳に達する前五年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に



係る支給決定を受けていたものに限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

